

資 料

大陪審選出手続における人種差別

Campbell v. Louisiana, 523 U.S. —, 140 L. Ed. 2d 551 (1998).

被告人が白人であっても、合衆国憲法第14修正の平等保護条項およびデュー・プロセス条項に基づいて、ルイジアナ州大陪審の陪審長の選出における黒人への差別を争う当事者適格を有するとされた事例

勝 田 卓 也

- 1 はじめに
- 2 事実の概要
- 3 判決の要旨
- 4 コメント

1 はじめに

本稿では、ルイジアナ州大陪審の選出手続における人種差別に関する合衆国最高裁の判決を紹介する。

陪審には小陪審と大陪審がある。刑事事件の小陪審は公判において被告人の有罪・無罪について評決を下す。公判は公開が原則であり、当事者主義の手続の下、検察官は合理的な疑いを超えて（beyond reasonable doubt）被告人の有罪を立証することを求められる。被告人側にも、反証のための公正な機会が与えられる。伝統的なルールの下では、小陪審は12人で構成され、評決に至るためには全員一致が要件とされる。

これに対して大陪審は、刑事事件において起訴するかどうかの判断を下す。起訴するためには合理的な疑いを超えた立証は必要なく、「相当な理由」（probable cause）で足りる。大陪審の手続は非公開で行われ、裁判官は関与しない。被疑者には自己負罪拒否特権があるので、検察側として被疑者本人を出席させるメリットはほとんどない。そのため被疑者が証言することはまれで

ある。また、弁護人の出席は許されない。

小陪審の役割としては、一般市民の参加によって被告人の人権を保護する機能が重視される。他方、大陪審は不当な起訴を抑制するだけでなく、捜査機関として積極的に活動するための強力な権限を有する。つまり、大陪審は「盾」と「剣」の両方の機能を果たすことが期待される。しかし、大陪審が強力な捜査権限を有していること、そして被疑者に対する保護が必ずしも十分ではないことから、大陪審には権力濫用の危険がある。また、大陪審の捜査権限が検察官によって政治的に利用されているという批判もある⁽¹⁾。

アメリカでは基本的に陪審員は一般市民から無作為に選出される。小陪審は特定の事件毎に選出される。小陪審の場合には、当事者が陪審員を忌避することができる。忌避には、特定の陪審員が公正な判断を下せない理由を当事者が裁判官に示す理由付き忌避 (challenge for cause) と、理由を示すことなく一定数の陪審員を排除することのできる無条件忌避 (peremptory challenge) とがある。

大陪審も基本的には無作為に選出されるが、特定の事件を審理するのではなく、一定の期間にわたりいくつもの事件を審理する。そのため、特定の事件の当事者が陪審員を忌避することはない。

陪審選出に際しては、通常、選挙人名簿や運転免許証保有者台帳をもとにして、陪審候補者名簿が作成される。そこから無作為に候補者へ召喚状が送付され、出廷した者の中から陪審員が選出される。アメリカでは、上述の名簿に登録している人種の少数者の割合が白人よりも低いとか、忌避権が差別的に行使されるなどの理由から、特定の集団が陪審に十分に参加していないことが問題となっている⁽²⁾。

-
- (1) 連邦大陪審の運用の実態については、拙稿「大陪審を務めた政治学者」(BLANCHE DAVIS BLANK, THE NOT SO GRAND JURY: THE STORY OF THE FEDERAL GRAND JURY SYSTEM (1993) の書評) 早稲田法学74巻2号601頁 (1999) 参照。
- (2) 小陪審における人種の少数者排除の問題については、藤倉皓一郎「アメリカにおける刑事陪審と人種偏見」ジュリスト1033号22頁 (1993)、拙稿「アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について—人種差別的な無条件忌避権行使の問題を中心に—」早稲田法学会誌47巻53頁 (1997) 参照。

2 事実の概要

被告人（上诉人）Terry Campbell は、ルイジアナ州 Evangeline 郡の大陪審によって第二級謀殺罪につき起訴された。被告人は公判前に、大陪審の構成が第14修正の平等保護条項およびデュー・プロセス条項ならびに第6修正の公正な陪審の要件に違反すると申し立てた。被告人は、同郡における選挙人名簿記載者のうち20%以上を黒人が占めるにも拘らず、1976年から1993年までに黒人が大陪審の陪審長を務めたことは一度もなかったことを根拠として、同郡における陪審長の選出において長年にわたり人種差別の慣行があったことを主張した。事実審判事は、白人を殺害したとされる白人被告人には、すべての陪審長が白人であることを争う当事者適格はないとして、この主張を退けた。

公判の結果被告人は有罪とされ、仮釈放なしの終身刑が宣告された。被告人は陪審長の選出手続について再び異議を申し立てたが、事実審はこれを退けた。しかし、ルイジアナ州の控訴裁判所は、Powers v. Ohio, 499 U.S. 400 (1991) に依拠して、白人被告人が人種差別を争う当事者適格を持つとして、事実審の判断を覆した。ルイジアナ州最高裁は次の理由により控訴裁判決を破棄した。すなわち、Powers 判決は、検察官による無条件忌避権の差別的な行使が被告人の公判と司法制度の高潔さ（integrity）へ与える影響を問題としたが、同判決は大陪審の陪審長の差別的な選出にまで拡張できない。また、Hobby v. United States, 468 U.S. 339 (1984) は、連邦大陪審の陪審長の役割が事務的なものであることを理由として、陪審長の選出手続における差別により被告人のデュー・プロセス上の権利が侵害されても、白人被告人には救済が与えられないと判示したが、ルイジアナ州における大陪審の陪審長も同様に事務的な役割を担うに過ぎない。

合衆国最高裁は、被告人の当事者適格の問題を判断するために裁量上訴の申立を受理した。

3 判決の要旨

ルイジアナ州最高裁判決を破棄・差戻し。ケネディ裁判官が法廷意見を執筆した（結論には全裁判官が同意）。

被告人は、陪審長の選出における差別だけでなく、差別が大陪審そのものの

構成に影響を与えたと主張している。大陪審を用いている法域のほとんどでは、すでに任命された陪審員の中から陪審長が選出される。このような場合には、誰が陪審長になっても大陪審の構成は変わらない。対照的にルイジアナ州では、大陪審の構成員が選出される前に、候補者の中から裁判官が陪審長を選出する。陪審長は他の構成員と完全に同じ投票権を持つ。それゆえ、裁判官が陪審長を選出するときに、大陪審の構成員を一人、無作為選出の方法によらずに選出しているのである。このため、本件は大陪審の構成員の差別的な選出を争う事件として扱う必要がある。

小陪審における無条件忌避権の差別的行使が問題とされた Powers 判決は、違法に排除された陪審候補者の平等保護上の権利を、被告人が争うことができると判示した。そのための要件は、(1)被告人が「事実上の侵害」(injury in fact)を被ること、(2)被告人が排除された陪審候補者と「近い関係」(close relationship)にあること、および(3)排除された陪審候補者が自らの権利を主張するには何らかの障害があること、である。

本件の被告人は大陪審の構成員の差別的な選出を争っているが、当事者適格について Powers 判決が適用される。被告人は、同判決の三つの要件を満たす。

第一に、被告人自身の人種に拘らず、大陪審の構成が差別の影響を受けた場合には、被告人は重大な事実上の侵害を被る。大陪審は刑事司法手続の中心的要素であるので、その選出手続における人種差別は、司法制度の基本的価値を損う。大陪審の選出手続が人種差別によって冒されるなら、大陪審による決定のすべてが疑わしくなる。第二に、陪審候補者のための代弁者としての白人被告人の立場は、小陪審にせよ大陪審にせよ同じである。被告人と排除された大陪審候補者は、大陪審の選出手続から差別をなくすことについて共通の利益を有する。また、被告人は有罪判決が覆されるかもしれないので、排除された陪審候補者の権利を主張することについて重大な利益を有する。第三に、排除された候補者が自らの権利を主張することが経済的に割の合わないことは、小陪審も大陪審も同じである。

本件では、大陪審選出手続における差別についての被告人のデュー・プロセス上の権利の性質と範囲を検討する必要はない。しかし、被告人は、デュー・プロセスに違反する手続によって有罪とされたかどうかを争う当事者適格を有

する。ルイジアナ州最高裁は、同州における大陪審の陪審長の役割が事務的なものであるとしたことと、Hobby 判決が被告人のデュー・プロセス上の権利を争う当事者適格を否定すると解釈している点で誤っている。

Hobby 事件では、すでに選出された大陪審の構成員の中から陪審長が任命されたので、陪審長の選出が差別的になされても大陪審の構成自体に変化はない。それゆえ本裁判所は、被告人が当事者適格を有することを前提としながらも、陪審長の役割は事務的なものでしかなく陪審長任命における差別は被告人のデュー・プロセス上の権利に対する重大な侵害ではないとして被告人の主張を退けた。しかし、本件で被告人が問題としているのは、大陪審の一構成員としての陪審長の役割である。それゆえ Hobby 判決は本件には適用されない。

トーマス裁判官による個別意見（Powers 判決についてのみ反対。スカリア裁判官同調。）

Powers 判決は当事者適格と平等条項の法理を歪めており、覆されるべきである。第一に、被告人は事実上の侵害を被っていない。同事件の被告人（白人）は、黒人陪審候補者への差別的な無条件忌避権行使が公判の結果に影響を及ぼしたことを立証できなかった。法廷意見は、陪審選出手続における差別は司法過程の高潔さに疑念を抱かせるので、被告人は事実上の侵害を被ったと判断したが、正義の外観は事実上の侵害とは反対の概念である。第二に、陪審候補者と被告人は「近い関係」にはない。陪審候補者は、有罪判決を破棄する被告人の利益を共有していない。第三に、陪審候補者が差別を立証するための障害は、第三者の当事者適格を正当化するためには不十分である。

たとえ Powers 判決が正しいとしても、無条件忌避権の問題も小陪審の問題も存在しない本件には適用できない。第一に、Powers 事件判決において存在するとされた「事実上の侵害」は本件にはまったく存在しない。裁判官がたとえ差別的に大陪審の構成員を一人選出したとしても、大陪審のその後の手続や公判にはほとんど影響はない。本件では公判において小陪審が合理的な疑いを超えて有罪を認定した。小陪審の選出に際しては、被告人自身が12回のうち5回の無条件忌避権を黒人候補者に対して行使した。大陪審の選出手続における差別が不適切な起訴をもたらしたかもしれないという主張は成り立たない。第二に、被告人と排除された陪審候補者の関係が近いという認定は支持できない。法廷意見は、そもそもの陪審候補者の権利を問題にしているのかを明らかにしていない。また、小陪審と違い大陪審の選出には被告人は関与しない。

最後に、平等保護上の権利を否定された陪審候補者がその権利を主張するための機会には十分にある。

これらの理由から、自身が差別を受けたとも、他者への差別が自身の公判の結果へ影響を及ぼしたとも主張していない被告人には、排除された黒人大陪審候補者の平等保護上の権利を争うための当事者適格はない。

4 コ メ ン ト

冒頭で述べたように、アメリカでは陪審から人種の少数者が排除されることが問題となっている。大陪審の陪審長の選出差別については幾つかの最高裁判決がある。1979年の *Rose v. Mitchell* 事件⁽³⁾では、黒人被告人が、テネシー州における陪審長の選出が差別的であったことが第14修正の平等保護条項に違反すると主張した。同州では、陪審長は裁判官によって任命され、捜査や罰則付召喚状の発行、起訴状の発行などに関して重要な役割を担っていた。最高裁は、陪審長の選出差別が無害の手続的瑕疵 (harmless error) であるという主張を退け、有罪を破棄するに足る有効な理由であると述べた。(しかし、この事件については、被告人が差別の一応の証明を果たしていないとされた。)

1984年の *Hobby v. United States* 事件⁽⁴⁾では、連邦地裁における陪審長選出手続が問題とされた。連邦では、陪審長はすでに選出された大陪審の中から任命され、証人に宣誓させたり、記録を保持するなど、事務的な役割を担う。白人男性である被告人は、陪審長選出において黒人および女性に差別があったことが被告人のデュー・プロセス上の権利を侵害すると主張した。最高裁は、*Rose v. Mitchell* 事件では黒人被告人が平等保護を侵害されたが、*Hobby* 事件では白人被告人がデュー・プロセスを侵害されたと主張しているとして区別した上で、連邦大陪審の陪審長は極めて限定された役割しか果たさないので、被告人のデュー・プロセス上の権利を侵害するものではないとして被告人の主張を退けた。

他方で、小陪審の選出手続においては、無条件忌避権が差別的に行使される

(3) 443 U.S. 545 (1979). この判決については、宮島里史「*Rose v. Mitchell*」渥美東洋(編)『米国刑事判例の動向II』1頁(中央大学出版会, 1989)参照。

(4) 468 U.S. 339 (1984). この判決については、安富潔「*Hobby v. United States*」渥美東洋(編)『米国刑事判例の動向II』12頁(中央大学出版会, 1989)参照。

ことが大きな問題となってきた。無条件忌避権の本質は当事者がいかなる理由によっても陪審候補者を排除できることにあり、最高裁もその重要性を認めてきた。しかし、1986年の *Batson v. Kentucky* 事件判決⁽⁵⁾において、無条件忌避権行使に一定の制限を課した。同事件では黒人被告人が検察官による黒人陪審員の排除を争った。最高裁は、忌避権行使が差別的に行われるなら平等条項に違反するとした。しかし、特定の人種の当事者が同人種の陪審員排除しか争えないなら、その効果は限られたものでしかない。そのため、この事件の法理は拡大され、最高裁は1991年の *Powers v. Ohio* 事件判決⁽⁶⁾において、白人被告人には異なる人種の陪審候補者への無条件忌避権行使による差別的な排除を争う当事者適格があると判示した。

本件においては、大陪審の選出手続における陪審長の差別的な選出が問題となった。白人被告人が、黒人が陪審長に選出されていないのは差別によるものだと争ったのである。

大陪審の選出手続においては通常、陪審員全員が選出された後にその中から陪審長が選出される。しかし、ルイジアナ州を含む五つの州では、裁判官が陪審長を選出した後に陪審の構成員が選出される⁽⁷⁾。このような選出方法では、裁判官による陪審長選出が差別的であれば、大陪審自体の構成が変わってしまう。州最高裁は大陪審の陪審長選出における差別は無条件忌避権の差別的な行使ほどに大きな影響はないとして、*Powers* 判決の適用を拒否したが、合衆国最高裁は、本件を単に陪審長の選出における差別に関する事件ではなく、大陪審の一構成員の選出差別の問題として扱うこととした。

法廷意見は問題をこのように定義した上で、*Powers* 事件の法理を適用し、白人被告人には異なる人種の陪審候補者が陪審長選出において差別されたことを争う当事者適格があると判示した。本件判決は、陪審員の権利を重視する最近の判例の流れに沿うものである。確かに、少数意見が指摘するように、「事実上の侵害」の概念が拡大される可能性は否定できないし、被告人自身が小陪審の選出において黒人陪審候補者に対して無条件忌避権を行使したことは事実である。しかしながら、以下のような理由から、白人被告人に第三者当事者適格を認めることは妥当であると考えられる。

(5) 476 U.S. 79 (1986).

(6) 499 U.S. 400 (1991).

(7) ルイジアナ州の他に、オハイオ州、オクラホマ州、テネシー州、バージニア州の4州。Campbell v. Louisiana, 140 L. Ed. 2d 551, 558 (1998).

第一に、法廷意見が述べるように、陪審員自身には、差別的な排除を争うインセンティブがほとんどない。陪審制度がアメリカの司法制度の根幹を成す重要な要素であることは確かであるが、その義務を嫌い、召喚されても出廷しない者は少くない。また、陪審員は継続的に選出手続に関与するわけではないので、白人が選出され、黒人が忌避されたとしてもそれが差別によるものであるとは考えにくいであろう。継続的な差別を取り上げるためには、市民団体や調査機関による組織的な調査が必要である。

第二に、差別の立証が困難であることが指摘できる。Batson 法理の枠組みでは、最初に被告人が差別の一応の証明をしなければならない。この証明は直接差別意図を立証する必要はなく、かなり多くの忌避権が黒人に対して行使されたことで足りる。しかし、相手方当事者が差別的でない理由を挙げれば、一応の証明は反駁される。一応の証明が反駁されると、第三段階として、被告人側が、そのような理由が真実でないことを立証しなければならない。Batson 法理の運用については数多くの批判がある。とりわけ、被告人が一応の証明を果たしたとしても、相手方が非差別的な理由をいくらでもでっち上げることができるという批判が強い。Batson 法理は有効に機能していないというのである。このような批判は、大陪審の陪審長選出にも当てはまるかもしれない。大陪審の選出手続においても、差別の立証は決して容易ではないであろう。

これらの理由から、当事者適格の範囲を少しでも拡大することは、人種的少数者排除の問題に対処するために有効な方法であると思われる。この判決により、これまで恣意的な方法により陪審長を選出してきた法域で陪審長の選出方法そのものが見直されるところまで行くかどうかはわからないが、陪審長の選出にあたる裁判官が一定の配慮を払うことが期待されよう。